

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）等に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月22日
緑豊かな自然課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護管理事業計画」及び同計画に基づき策定している「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」について、次期計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

(1) 実施期間 令和4年1月12日（水）から2月1日（火）まで（21日間）

(2) 意見総数 36件（5名）

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）	1件（1名）
鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）	なし
鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）	なし
鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）	35件（4名）

(3) 主な意見と対応方針

<対応の区分> 盛込済（◎）、反映（○）、その他（—）

【第13次鳥獣保護管理事業計画（案）】

意見の内容	対応方針	対応
狩猟免許取得後に、檻を借りられない、設置場所がない等の現状がある。「管理放棄檻」を把握し、希望者がいれば管理を譲ることが出来るような「マッチングサイト」を作ることを提案する。	狩猟者の育成・確保のために「管理放棄檻」の活用も有効であり、市町村等関係団体に管理放棄檻の情報提供を行うなど若い世代も参画できる環境を整えていく。	◎

【鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）】

意見の内容	対応方針	対応
生息数推定は管理計画の構想の基幹となるものなので、その推定方法についてもう少し詳細に記載する必要があるか。	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会において実施した、推定方法の概要を追記する。	○
安定存続地域個体群は環境省ガイドラインでは成獣800頭程度以上となっているが、東中国地域個体群の推定個体数は総個体数844頭（中央値）であり、安定存続地域個体群にはなっていないのではないか。	東中国地域個体群については、成獣個体数は推計していないこと、中央値が844頭（95%信用区間は651頭～1093頭）であることから、危急地域個体群（成獣個体数400～800頭程度）と安定存続地域個体群（成獣個体数800頭程度以上）にまたがる個体群として位置付ける。	○
「緩衝地帯」は人とクマの住み分けを図り、捕獲圧を調節する場であり、人の生活ゾーンへの侵入路を遮断する場となる。「緩衝地帯」の設定が必要ではないか。	人の生活ゾーンのうち農耕地等の境界から概ね200mの区域を「緩衝地帯」に設定し、藪等の刈払い、放任果樹の除去等により周辺環境の改善に努めることを明記する。	○
錯誤捕獲個体を原則放獣していることは、評価するが、錯誤捕獲は足の損傷を伴うため、錯誤捕獲を発生させないことが大切である。	クマの生息が想定される場所でのくくりわなの使用を避けるよう市町村、狩猟者に引き続き指導を行っていく。	◎
狩猟を許可するとしているが、既に大量捕殺をしているので狩猟の必要はないのではないか。	かつての絶滅の危険性が高かった状況と比べ、個体数が大幅に回復したと判断されたため狩猟を再開することとしている。ただし、有害捕獲頭数も含めた総捕獲上限数を設定し、上限を超えた、または超えると予想される場合には当該年度の狩猟は中止する。	—
人とクマが共存するには、生息環境の整備が大切、山を天然林化してクマの生息地を再生しているのか。	多様な生物の生息に適した森林づくりを推進するため、広葉樹林化など多様な森林づくりを進める。	—

2 今後の予定

令和4年3月 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表
環境審議会鳥獣部会への諮問・答申
計画の策定及び公表